

- 1 複数校合同チームのあり方・基本的な考え方（全国高体連）
  - (1) 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加
  - (2) 学校の統廃合に伴う複数校の合同チームの大会参加
- 2 部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について
  - (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合、次のア及びイの条件と編成基準等に合致している場合のみ、複数校合同チームの参加を認めることとする。
    - ア. 「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」（一部抜粋。 **全国高体連の原文を要確認。**）
      - 決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成ではあってならない。
      - 学校教育計画に基づいて活動していること。
      - 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程での合同チームでないこと。
      - 原則として、個人種目のない団体競技（計9競技）とする。
        - 水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー
        - ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー
      - 編成期間は、地区予選会から全国高校総体終了時まで
    - イ. 9競技専門部が作成する「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」（各専門部で内容が異なる。 **全国高体連専門部の原文を要確認。**）
  - (2) 福島県高体連主催大会において、実施可能な専門部は、合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的な発想で行われることのないよう十分留意する。
- 3 学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について
  - (1) 学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるため、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の2年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会等に参加することを認める。
  - (2) 統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。
  - (3) 同一競技において選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。
- 4 複数校合同チーム申請の手順について
  - ※様式1は合同チームを申請する全ての学校が提出する。
  - ※大会参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行う。

